

令和8年第2回

安芸高田市農業委員会総会

議 事 録

令和8年2月24日（火）

安芸高田市農業委員会

総会出席簿

【開催年月日】 令和8年2月24日(火)

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市役所 会議室211

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
 日程第 2 報告第 1号 農地転用(農業用施設)届出について
 日程第 3 議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について
 日程第 4 議案第 7号 農地法第4条の規定による許可申請について
 日程第 5 議案第 8号 農地法第5条の規定による許可申請について
 日程第 6 議案第 9号 非農地証明申請について
 日程第 7 議案第10号 非農地通知の発出について
 日程第 8 議案第11号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問について
 日程第 9 議案第12号 安芸高田市地域計画に係る意見について

議席	氏名	印	議席	氏名	印	議席	氏名	印
1	田邊 介三	○	6	山本 英次	○	11	境江 芳暢	○
2	秋國 満	○	7	津田 泰成	○	12	高松 忠夫	○
3	水重 克幸	○	8	黒瀬 忠司	○	13	竹丸 政春	○
4	見坂トシ子	○	9	仁伍 雅史	○			
5	藤原 憲司	○	10	田中 秀之	○			

事務局 出席 稲田 圭介 事務局長

武部 弘典 係長

中村 貴啓 専門員

安芸高田市産業部地域営農課 出席 谷本 敏昭 担当

総会開始 午後1時30分

総会時間 1時間6分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○田中会長

ただいまより令和8年第2回安芸高田市農業委員会総会を開会といたします。

本日の総会にあたりましては、欠席はございません。全員出席でございます。したがって、ただいまの出席人数は13名ということで、定数に達しておりますので、これより令和8年第2回安芸高田市農業委員会総会を開会といたします。

本日の議事日程等につきましては、あらかじめお手元の方に配付をいたしておる通りでございます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、安芸高田市農業委員会総会会議規則第13条第2項の規定によりまして、議長において行います。3番 水重委員さん、4番 見坂委員さん、両名を指名いたします。よろしくお祈りを申し上げます。

日程第2 報告第1号 農地転用（農業用施設）届出についての報告を求めます。事務局からお願いいたします。

（事務局朗読報告）

○田中会長

ありがとうございました。続きまして、担当委員の調査報告を行います。この案件につきまして、受付番号1号について、13番 竹丸委員さんお願いいたします。

○竹丸委員

13番 竹丸です。受付番号1号について報告いたします。2月10日、推進委員、農業委員、事務局と現地を確認いたしました。届地は、吉田町●●●にあります、1399㎡の田のうち26.5㎡の進入路です。図面番号1-1をご参照ください。場所は、●●●●●●●●を●●●●に進み、●●●●●●●●から●●●●●●●●に約200m進んだ右手の●●●●●●●●にあります。現在は畑として使用されております。この度、農地への出入りが、現行の進入路では狭いため、拡張されました。自己の農地の保全もしくは利用増進のための必要不可欠な施設、農道であり、当委員会に届出をされました。現地を確認した結果、問題がない事を確認いたしました。以上、報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。この案件につきましての質疑、意見を求めます。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？質疑がないようでございますので、以上で農地転用（農業用施設）届出についての報告を終わります。次へまいります。

日程第3 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続いて担当委員の調査報告をお願いいたします。はじめに受付番号6号について、4番 見坂委員さんからお願いいたします。

○見坂委員

4番 見坂です。受付番号6号について報告します。2月10日、推進委員、農業委員、事務局で現地確認しました。申請地は、吉田町●●●●●にある315㎡の農地です。図面番号6-6をご覧ください。場所は、●●●●●の●●●●●の前を300mほど、●●●●●に向いて進んだ所に、右手に細い道があります。その道を右手に進んだ所に申請地があります。譲渡人は市外に住んでおり、耕作及び維持管理が困難な状況であるため、この度この申請地を譲受人に所有権移転を行うものであります。譲受人は、申請地及び譲渡人の家屋を取得し、申請地の農地を家庭菜園として耕作されるので、何ら支障がない事を確認いたしました。詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上、6号について報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号7号について、3番 水重委員さんお願いいたします。

○水重委員

3番 水重です。7号について報告いたします。2月10日、推進委員、農業委員、事務局で現地確認いたしております。別添地図の6-7をご覧くださいと思います。申請地左の道を上方向に進むと●●●●●、下方向に進むと●●●●●の●●●●●になります。申請地と道を挟んだ圃場は、以前計画されていた●●●●●●●●●●でございます。譲渡人は、仕事の関係、また労力の不足により耕作困難なため、現在耕作を依頼している譲受人に、所有権を移転する申請でございます。引き続き水稻での利用、また隣接地は譲受人の圃場であり、何ら支障のない事を確認いたしました。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。続きまして受付番号8号について、13番 竹丸委員さんお願いいたします。

○竹丸委員

13番 竹丸です。受付番号8号について報告をいたします。2月10日、推進委員、農業



回申請がございました。何も問題はない事を確認してまいりました。

続きまして11号ですが、6-11をご覧ください。今月12日に、農業委員、事務局、推進委員と現地を確認いたしました。●●●●●●●●より1kmぐらいの所に、上にあがる道がございます。それを上がった所に譲渡人のお家がございます。そのすぐ上に譲受人が今回宅地を購入されておられました。今までも譲受人が管理をされておりましたが、今回、話しがまとまり、譲渡したいという事で申請がございました。何も問題はないと思います。詳しい事は別紙調査書をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。続きまして12号について、6番 山本委員さんお願いいたします。

○山本委員

6番 山本です。受付番号12号について報告します。2月13日、推進委員、農業委員、事務局と現地を確認しました。図面番号6-14をご覧ください。場所は、●●●●●●●●を●●から●●●●●●に約1km行き、右斜めに500m行き、右に100m行った所にある畑4463㎡です。この畑の周辺は戦後に山裾を開墾されています。譲受人の●●さんは、●●さんの家と土地を購入され、●●に移住され、野菜や果樹などを作付けするそうです。周りには耕作されている農地は無く、他の農地に影響はない事を確認しました。尚、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上で12号の報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。ここで質疑、意見がございましたらご発言をお願いいたします。ございませんか？

質疑及び意見がないようでございます。質疑意見を終了し採決に入ります。議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請通り賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請通り許可することに決しました。次へまいります。

日程第4 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。



○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請につきましては、申請通り許可することに決しました。次へまいります。

日程第5 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続いて担当委員の調査報告をお願いいたします。受付番号9号について、8番 黒瀬委員さんをお願いいたします。

○黒瀬委員

8番 黒瀬です。受付番号9号について報告いたします。2月10日、推進委員、農業委員、事務局にて現地を確認いたしました。図面番号8-9をご覧ください。申請地は、八千代町●●の田2筆、畑1筆の合計453㎡です。この場所は、先ほど3条で報告した農地のそばになります。現在は、農機具等の置場として使用されています。始末書を添付の上、この度の申請となりました。周辺農地には影響はないと思います。詳しくは調査書をご覧ください。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。続いて受付番号10号から11号につきまして、5番 藤原委員さんをお願いいたします。

○藤原委員

5番 藤原です。10番、11番につきまして説明させていただきます。2月10日、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しております。まず、10番なんですけれども、場所は八千代町●●の●●●という地区になりまして、●●●●のちょうど中間ぐらいになりますけれども、●●●●●●から●●●●●●を向いて右手の山寄に入った所にあります。この案件なんですけれども、8-10の地図を見てもらいたいのですが、申請地のすぐ下に家があり、申請者の姪が管理されていたのですが、実家じまいをするという事で、この近辺の畑や田んぼを売られて、これが最後の手じまいの案件になるんだろうと。昔であれば1反5畝で結構広い田んぼなんですけど、水路が山寄側からできていないという事で、昔からの石でついた水路で。また、水便利が谷川の方からの水ということで、なかなかこの近くは放棄地になったり、野菜を作ったり作らなかつたりというところなんです。本来なら農地としてしっかり活用してほしいのですが、

いかんせん中々難しいと。太陽光業者に処分するというのも、やむを得ないのではないかと思います。

続いて、11の方ですが、これも太陽光発電設備として譲渡ということです。場所的には、●●●●●という所があるんですけど、今は●●になっていますが、●●●を上がり切った高台の所にあります。図面の8-11を見てもらった方がいいのですが。申請地の左の方は、この辺で初めての大規模な太陽光発電設備となっています。手前の方は建売住宅がずっと建っていて、申請地は遊休農地として残っていた土地です。果樹を植えたりもしていたのですが、高齢となり管理も難しいという事です。太陽光になるのもやむを得ないかなと思います。近辺につきましては、太陽光発電設備でトラブルはありませんので、今回新たに設置しても問題はないのではないかと思います。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号12号について、7番 津田委員さんお願いいたします。

○津田委員

7番 津田です。受付番号12号について説明いたします。現地確認は2月12日に、農業委員、推進委員、事務局で行いました。申請地の場所は、美土里町●●であります。図面番号8-12をご覧ください。●●●●●●●●を、●●●●●●●●に8km進み、●●●●●●●●の西の●●●●がある三差路から、信号を右折し60mほど進んだ所にあります。●●のすぐわきになります。譲受人は申請地を譲り受けて、太陽光発電設備を設置するという事での転用申請です。周辺農地への影響など特段な問題はないため、やむを得ないものと確認いたしました。詳しくは別紙調査書をご覧ください。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号13号について、11番 境江委員さんお願いいたします。

○境江委員

11番 境江です。番号13番についてご説明差し上げます。場所につきましては、8-13をご覧くださいと思います。●●●●●と●●●●●が交わる所がございます。そこを●●●●へ少し行きますと、●●●●の倉庫がございます。その近くの山裾に今回の申請地がございます。譲受人は●●●●に居住しておりますが、生まれ育った地元に戻って家を建てたいという事で、庭敷を調べた所、未登記の土地があったので今回の申請に至っております。他の農

地に影響はなく、問題ない事を確認してまいりました。詳しくは別紙調査書をご覧いただきたいと思います。以上で終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号14号について、9番 仁伍委員さんお願いします。

○仁伍委員

9番 仁伍です。14号について報告します。2月12日、農業委員、推進委員、事務局で現地確認をいたしました。図面番号8-14をご覧ください。●●●●●●●と、●●●●●の間にある土地で、申請地から100mぐらいの所に●●●●●の●●●●●があるといった場所になります。申請地は、何件かの法人が営農していた事があったのですが、水稻をするには水が当てにくかったり、野菜をするとなると湿気てできなかつたりするので、皆さん辞めていかれました。このような事から、耕作される方はおらず、周辺の営農にも影響はない事から、今回の太陽光発電設備への転用は致し方なく、許可する事もやむを得ないかと見てまいりました。尚、詳しくは別紙調査書のとおりです。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見のある方はご発言をお願いいたします。よろしいですか？ございませんか？質疑及び意見がないようでございますので、質疑、意見を終了し、採決に入ります。

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○田中会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございます。よって、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請通り許可することに決しました。次へまいります。

日程第6 議案第9号 非農地証明申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして、担当委員の調査報告を行います、受付番号1号について、2番 秋國委員さんお願いいたします。



○田中会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございます。よって、議案第9号 非農地証明申請については、受理することに決しました。次へまいります。

日程第7 議案第10号 非農地通知の発出についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見のある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了し、採決に入ります。

議案第10号 非農地通知の発出について、原案を承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございます。よって、議案第10号 非農地通知の発出については、承認することに決しました。次へまいります。

日程第8 議案第11号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の理由説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で事務局の説明が終わりました。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？よろしいですか？質疑及び意見がないようでございますので、これより採決に入ります。

議案第11号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問について、原案通り設定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第11号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問については、原案通り設定することに意義のない旨を市長に回答することに決しました。ここで説明員入室のため暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時 1 4 分 休憩

午後 2 時 1 5 分 再開

○田中会長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第 9 議案第 1 2 号 安芸高田市地域計画に係る意見についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由説明をお願いいたします。

(事務局概要説明)

(地域営農課 谷本担当 概要説明)

○谷本担当

地域営農課の谷本でございます。今回、農業委員会へ地域計画の変更について議題としていただいておりますので、私の方から説明をいたします。基盤強化法の改正によりまして、2025年3月28日に地域計画の公表を行い、現在に至っております。地域計画につきましては、毎年、見直し変更を行うことになっており、今回、4月以降に変更になった農地、転用による農業振興地域面積の変更、農業を担う者の合意解約、農地の貸し借りについて変更を行い、地域計画の変更計画を関係者に意見を問うものでございます。今回確認をいただく資料につきましては、6地区の地域計画と目標地図でございます。地域計画については、事前に皆様に資料を送付したものでございます。安芸高田市では町単位で作成をしておりますので、6地区ごとの作成になってございます。地域計画の5-2の様式でございますが、これは現状の課題、将来像についての文章等を記載してございますが、中身については変更を行っておりません。変更があったものについては数字でございます。農業委員会データとサポートシステムから引用した数字を変更として行っております。また、農業を担う者一覧につきましては、今年度より農業委員会の相対から中間管理機構を通した農地の貸し借りに変更されておりますので、地域計画に記載をすることになってございますので、地域の担い手の人数が増えておるようになっておろうかと思っております。農地の貸し借りにつきましては、昨年12月8日に、臨時総会を開催していただいたわけですが、依然、手続きが追いついていないのが現状でございます。ですが、年度内に変更を行う必要があるために、2月に総会にかけたものも反映をさせていただいております。今回お願いする事は、地域計画の公告手続きとして、改正基盤法第19条第6項に基づき、関係者の意見を聞くことが必須となっておりますので、確認をいただき、意見を求めるものでございます。今回の意見をいただき、2週間の地域計画の変更案を公表し、3月31日に公告を行うように計画をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。地図につきましては、農地データから引用しておるわけですが、シス

テムの都合上、きれいに移行されていない部分がございますので、農業会議に相談しながら調整し、地図に色がしっかり塗られるように取り組んでいきたいと思ひます。その部分が少し変更されるかもわかりませんが、名前等については現状で進めさせていただきたいと思ひます。完全に、申し出があつたものが反映できているわけではありませんが、現在の所、皆さんの方で承認いただいたものについては反映できるように、作成をさせていただきます。まだ3月31日までに、時間がございますので、修正できるところは修正をしまひたいと思ひます。このことについてはご了承をいただきながら、今回の地域計画についての意見を取りまとめていただければと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。以上でございます。

○田中会長

ありがとうございました。以上で、この案件についての説明が終わりました。ここで、質疑及び意見に入りたいと思ひます。質疑及び意見がある方はご発言をお願ひしたいと思ひます。

これは毎年2月に？ 年1回とおっしゃられていましたが、今後は毎年2月にこういった提案がされるようになるのでしょうか？

○谷本担当

3月末に公告をするとなると、この2月に意見聴取をしないと、3月の公告に間に合わないかと思ひ、今回あげさせていただいたものでございます。

○田中会長

どうでしょうか？皆様方ご意見等ございませんか？

この事が基礎になって、毎年更新をされるという事ですので。

○津田委員

些末な話しで恐縮ですが、先ほどのご説明の中で、名前とマップの色の紐づけが円滑にいていないというお話しがあつたのですが、それはシステム上の問題なのか、何が原因なのか、それを解決するための方法等があれば教えていただければ。

○谷本担当

具体的に話しをさせていただいてもよろしいでしょうか？

高宮町の船木、佐々部、羽佐竹という地図があろうかと思ひます。もう一つ、6-5-2の様式の中に、高宮町のものがあろうかと思ひますが、担い手一覧というものがございまして、その中でここに●●●●●●●●●●さんの名前があろうかと思ひます。8ヘクタールぐらいあると

思いますが。●●地区ですよ。ここの農地との紐づけが出来ておらず、●●●さんが8ヘクタールあまり契約があるんですが地図に載っていない、載らないのです。先ほどお話しした通り、システムの方に問い合わせた所、別途作成してくださいという回答であったので、自動色付けではなく、手作業で筆を囲い、色を塗らないといけないと。他にもうまく色がついていない所があるかもしれないと懸念をしておりますが、分かった所から修正をしていく必要があるという事で、農業会議に相談しながら修正をしておるような状況です。農水省の方で、地図も毎年更新されているようなので、それが上手くいけば自動で色塗りされるようなのですが、まだ更新が追いついていないようで、手動で色塗りをするしかないような状況です。そして、その手動での色塗り作業も追いついていないような状況でして、申し訳ございません。

○津田委員

色塗りに間違いが生じることも可能性としてあるという事ですね。

○谷本担当

あるという事ですね。台帳と地図がきれいに重なっていないと自動で色塗りができないという事で。

○津田委員

信頼性については、100%という事は考えにくいというものであるという事で進んでいるんですかね？

○谷本委員

そうですね、特に基盤整備をしている所は、農地の地図と現況があっていないので、自動で認識できないというふうに聞いております。

○藤原委員

八千代地区のところなんですけど、地域内の農業を担う者一覧について、経営面積がゼロで、10年後もゼロだし、現在もゼロだという人がいますが、これはどういう事で載っているのでしょうか？

○谷本担当

今回お預かりになられるのが3畝でして、3畝というのが、記載単位がヘクタールなので、ゼロヘクタールという表示になっています。

○藤原委員

現状もゼロで、十年後もゼロなのに担う者になるのかどうか。

○谷本担当

先ほど説明しましたとおり、中間管理機構を通すという事になれば、農業を担う者一覧に記載するという事が条件になっておりまして、面積が少なくても、多様な担い手として登録していくという事でこうなっています。

○田中会長

目標とする集積率が記載されていますが、その裏付けというのは？現状と10年後が同じになっていますが。集積率はどこから出した数値なのですか？

○谷本担当

安芸高田市のマスタープランの集積率目標38.5というのがありますので、その数値を各町に現状を踏まえた上で按分し、6町合わせれば平均として、全市で38.5になる数値を各町の目標値に設定しています。将来の目標とする集積率というのが補助事業に関係してございますので、集積率が現状から増えないと補助事業の対象になりません、といった事もございますので、今後、将来の集積率と現状の集積率については、考えていかなければいけない事だと考えています。緊急の課題になろうかと思えます。

○田中会長

その他ございませんか？ございませんか？ないようですので、これより採決に入ります。

議案第12号 安芸高田市地域計画に係る意見について、特段な意見はないと回答することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第12号 安芸高田市地域計画に係る意見聴取については、特段な意見はないとし、市長に回答することに決しました。

以上で本総会に付議をされました議案は全て終了をいたしました。これをもちまして令和8年第2回安芸高田市農業委員会総会を閉会といたします。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時36分 閉会

以上の会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

安芸高田市農業委員会会長

3番委員

4番委員